

尾張旭市監査公表第12号

平成29年2月2日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市議会議長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

議会事務局議事課

監査の指摘事項	措置状況
<p>議会会議録等作成業務委託契約書(案)等において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書(案)における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書(案)については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。</p>	<p>指摘の件につきまして、契約検査課長通知にありますように、契約書(案)に必要な事項を記載する対応を行いました。</p> <p>今後におきましては、同様の不備がないよう十分な注意を払い、契約事務を行います。</p>